

令和2年涌谷町議会定例会5月会議（第1日）

令和2年5月1日（金曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 会議録署名議員の指名
1. 会議日程の決定
1. 議案第35号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	田代 浩一 君
総務課 兼 課長	渡辺 信明 君	総務課 参事 兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	今野 博行 君
企画財政課 兼 課長	高橋 貢 君	まちづくり推進課長 兼商工観光班長事務取扱	大崎 俊一 君
町民医療福祉センター 福祉課参事兼課長	牛渡 俊元 君	町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村 智香子 君
代表監査委員	遠藤 要之助 君		

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務班 長	金山 みどり
主 事	高橋 和生	主 事	高泉 直季

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日は多忙の中、会議に出席いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

議事運営につきましては、いつもと変わらない格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

ここで町長からの発言の申出がありますので、これを許可します。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

先ほど議会の運営委員会のときも冒頭申し上げましたけれども、やはりこのコロナの感染が拡大する中で、このように議会を開いていただきまして、皆様方の顔を見ると、少し私なりに安心感を持つところでございます。

本日の議会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

議員の皆様、ご承知のとおり、全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルスにつきましては、いまだ終息のめどが立っておらず、現在、国において緊急事態宣言の延長について検討が行われているところでございます。

幸いにも、涌谷町内においては、現時点で感染者は確認されておりませんが、緊急事態宣言に伴う学校等の休業や事業所に対する休業等の要請、また不要不急の外出を控えていただくなどの要請により、町民皆様の生活に甚大な影響を与えていることを認識しております。

こうした状況を踏まえて町としましては、2月5日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、対策を協議、検討してきたところではございますが、さらに本日5月1日付で総務課内に新型コロナウイルス感染症対策室を設置いたしました。

体制につきましては、今野総務課参事を室長として任命いたすほか、総務課、まちづくり推進課、健康課から合わせて5名の職員をそれぞれ兼務発令ではございますが任命いたしております。

対策室の主な事務内容でございますが、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集や発信、また町民皆様からの相談等に対する総合相談窓口で特別給付金や各種支援業務につきましては、これまでどおり、各担当者において行ってまいります。

また、現在、5月6日まで休業としております町内の小・中学校及び幼稚園、こども園につきましては、宮城県からの休業延長の要請が出されたこと、及び近隣市町の感染状況などから、休業期間を5月10日まで延長することといたしました。

その後、国、県の方針決定によりさらに休業延長となる場合には、5月7日に保護者の皆様宛てに通知いたすこととしております。

なお、児童クラブにつきましても、5月11日から再開をすることとなりました。

新型コロナウイルスがいつ終息を迎えるのか、またいつふだんどおりの生活に戻れるのか、今のところ、全く検討がつかない状況ではございますが、職員一丸となり感染防止や町民皆様の支援等に全力を尽くしてまいりますので、議員皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） ありがとうございます。

本日5月1日は休会の日でございますが、議事の都合により令和2年涌谷町議会定例会を再開し、5月会議を開催いたします。

◇

◎開議の宣告

○議長（後藤洋一君） 直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤洋一君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、涌谷町議会会議規則第118条の規定により議長において、11番大泉 治君、1番黒澤 朗君を指名いたします。

◇

◎会議日程の決定

○議長（後藤洋一君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。5月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、5月会議の日程は、本日1日と決しました。

◇

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、議案第35号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） それでは、議案第35号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ16億6,398万円を増額し、総額を87億6,364万円にいたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、昨日、4月30日に国の補正予算が可決されました。特別定額給付金事業及び子育て世帯臨時特別給付事業の実施に要する給付事業費について増額をいたし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様へ迅速な支援を行うものでございます。

また、感染症拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じ休業、または営業時間の短縮に協力いただける中小の事業者に対し、県と町から協力金を支給するものでございます。

歳入におきましては、その各事業の財源となる国庫補助金及び県補助金をそれぞれ増額するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） それでは、総務課長から順次説明願います。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第35号、一般会計補正予算書12ページ、13ページをお開きください。

まず、人件費からご説明いたします。12ページ、給与費明細書、1、一般職でございます。ここでは、正職員と会計年度任用職員を併せたものになっております。

(1) 総括の比較のところを見ていただきたいと思いますが、職員数で6名増、報酬で258万4,000円の増、職員手当で74万円の増、共済費におきましても57万1,000円の増となり、合計で389万5,000円の増額をお願いするものでございます。

職員数、報酬及び共済費の増につきましては、ただいま町長の提案理由にもございましたけれども、特別定額給付金給付事業で任用する会計年度任用職員の増、それと会計年度任用職員に係る経費でございます。

職員手当の増につきましては、定額給付金給付事業及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る正職員の時間外手当の増となっております。

正職員及び会計年度任用職員、それぞれの明細につきましては13ページ、14ページに載せておりますので後ほどごらんいただきたいと思っております。

6ページにお戻り願います。終わります。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） それでは、歳入となります。6ページ、7ページをごらんください。

16款国庫支出金 2項総務費国庫補助金 1目 1節②特別定額給付金給付事業費補助金15億7,900万円、③特別定額給付金給付事務費補助金2,048万3,000円、⑩新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,500万円をお願いするものです。

詳細につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 2目 8節子育て世帯臨時特別給付金補助金1,949万7,000円の増額でございますが、①子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金1,700万円、②子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金249万7,000円につきまして、歳出でご説明いたします特別給付金に対する補助金

で、補助率は10分の10でございます。終わります。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 17款県支出金2項県補助金5目2節①新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金補助金3,000万円をお願いするものです。

同じく、詳細につきましては歳出のほうで説明させていただきます。

続きまして、歳出となります。8ページ、9ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費5目10特別定額給付金給付事業費15億9,948万3,000円となります。

議会資料1ページをごらんください。

特別定額給付金の事業の概要となります。施策の目的といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言のもと、住民の不安に対処するため、住民の生活支援を行うとともに、広く給付することで地域の経済対策に資するとしております。

総事業費につきましては、4月1日現在の人口及び世帯数により算出しております。事業費につきましては、1人当たり10万円、1万5,790人で15億7,900万円、事務費につきましては、基礎額924万1,000円、プラス6,009世帯、1世帯当たり1,871円となり、2,048万3,000円の算出となっております。

本事業につきましては、町が事業主体となり事業費及び事務費は国が10分の10負担いたします。給付対象は4月27日を基準日とし、住民基本台帳に記録されている方となります。給付額は1人10万円で、申請につきましては原則郵送、またはオンラインでの申請となります。給付につきましては、原則、振り込みとなります。

2ページをごらんください。

給付までのスケジュールとなります。昨日、国会で予算が成立しており、本日の臨時議会での予算の提案となっております。

データの抽出、申請書の封入封緘作業の後、5月18日に申請書の発送を予定しており、翌日から受付を開始いたします。オンラインにつきましては、5月15日から受付を開始いたします。給付額の振り込みにつきましては、5月28日から開始を予定しております。

なお、国からの概算交付につきましては5月22日に交付されるよう現在、申請を行っているところです。

交付事務につきましては、臨時職員6名を予算措置しており、職員2名兼務体制で行いたいと思っております。予算書にお戻りください。

8節①会計年度任用職員費用弁償18万3,000円につきましては、会計年度任用職員の通勤手当相当分となります。

10節②消耗品200万円、④印刷製本費郵送に係る封筒などの印刷製本費となります。50万円。

11節①郵送料などの通信運搬費366万1,000円、②手数料として口座振込手数料264万4,000円、電子複写機保守管理手数料8万6,000円、12①システム構築業務等委託料600万円、13①使用料及び賃借料につきましては、電子複写機のリース20万円、パソコンリース料136万4,000円をそれぞれお願いするものです。

18節④補助交付金につきましては、歳入の事務費補助金と同額の15億7,900万円をお願いするものです。終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 3款民生費2項1目児童福祉総務費細目6子育て世帯臨時特別給付金給付事業費1,949万7,000円の増額につきましては、全て臨時特別給付金に関する経費で、3節

⑥時間外手当から11節①通信運搬費まで事務経費でございます。

次のページをお開き願います。

12節①委託料は、システム改修と通知書作成委託料として合わせて209万5,000円を計上いたすものです。

18節④補助交付金子育て世帯臨時特別給付金1,700万円につきましては、対象見込み児童数1,700人に1人当たり1万円を支給する給付金を計上いたすものです。

支給事務の詳細につきましては資料でご説明いたしますので、5月会議資料4ページをお開き願います。

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内です。これは各世帯に送付するものです。臨時特別給付金の目的といたしましては、イラストの下にあります新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給いたします。

箱の初めですけれども、「はじめに」というところですが、申請は改めて申請することは不要です。

次の1、支給対象者が令和2年4月の児童手当を受給している方です。

2、対象児童は、児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

3、給付額は対象児童1人につき1万円です。

4、支給時期は、対象の方には6月10日に支給いたします。

5、支給方法ですが、令和2年4月分の児童手当を受給している口座に振り込みをいたします。

右側をごらんください。申請のフローですが、まず、申請は不要です。

涌谷町では6月10日に支給する見込みです。公務員はその後に支給いたしますが、一般の方には6月10日に支給する見込みです。

まず、①涌谷町から子育て世帯に対して給付金のご案内、希望しない場合の申出書を送付いたします。これは5月22日に送付する予定であります。

②子育て世帯から涌谷町に希望しない場合等のみ申出書を返送していただきます。これは5月29日までといたします。

次に、③涌谷町から子育て世帯へ児童手当登録銀行口座へ振り込みを行います。これは6月10日に行います。

以上で説明を終わります。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 続きまして、7款商工費1項2目1商工業振興対策経費18節④補助金4,500万円をお願いするものです。

議会資料3ページをお開きください。（仮称）宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の概要となります。

目的は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月25日から5月6日までの間、宮城県の要請や協力依頼に応じて施設の利用停止や営業時間の短縮を行った事業者へ、県と町から協力金を支給するものです。

総事業費につきましては、1事業者当たり30万円の150事業者を見込んでおります。4,500万円となります。

事業主体は町となり、補助費につきましては、県が20万円、町が10万円となっておりますが、この10万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、いわゆる臨時交付金を充てることとしております。

給付対象につきましては、県から施設の利用停止、または営業時間の短縮の要請を受けた大企業を除く事業者

となっております。

給付額は1事業者当たり30万円、申請につきましては、5月13日から対象と思われる方へ申請書等を郵送し、18日より受付を開始し、振り込みにつきましては5月28日から開始することを予定しております。

なお、事務費につきましては、既存の予算のほうで対応させていただきたいと思っております。

なお、この協力金につきましては、まだ県でもスピードを重視しておりましてまだまだ確定していない部分が多く、変更によりスケジュールなどで説明と違う部分が出てくる可能性があります、その際についてはご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 以上、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。9番。

○9番（杉浦謙一君） 先ほど説明があった9ページ、特別定額給付金給付事業費でございますけれども、これから送付されます申請用紙、いろいろと拒否する欄もあるようなので、この金額が全て国から来る財源でありますけれども、いずれにしても、必ずしもこの金額が全て賄えるというか、全てこの金額となるとは限られない。いずれにしても、少なく支給するようなこともあるのではないかと思いますけれども、少なくするって10万円より少なくじゃなくて、この15億円の金額が丸々残る部分があるのではないかとということです。その点ではそういう可能性があるのではないかとちょっとお聞きしたいと。

議運でもちょっと議論というか、話題になったのは、DVの被害者、または町内にいない方の対策をどうするかということが話になっておりましたので、被害、シェルターなり、被害に遭っている方の、世帯主でない方の対応というのはどういうふうなものが考えられているのか、この2点、お聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） まず、1点目の給付額につきましては、前回というか、12年前、定額給付金1万2,000円、2万円で全住民の方に配らせていただいたものを参考にいたしますと、定額給付金では約2%の不交付がございました。ですので、この額、15億7,900万円につきましては、住基上で今、100%で見込んでおりますので、この額からは減ると考えております。

2点目のDVの申請につきましては、現在、国のほうで通達しております4月30日まで、昨日までですね、DVのシェルター等に避難されている方につきましては、避難している市町村で申請を行ってくださいということの通達がございます、それについて本日、通達があつて、それを延長してほしいということもございます。なので、避難されている方につきましては連絡があれば対応させていただく予定となっております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） この予算の中、先ほど言った事業費の中で不用額が出れば、この金額、考え方なんですけど、国に返さなければいけないものなのか、それか、申請した金額がそのまま事業費として町に入ってくるものなのか、その考え方なんですけど、どういった方向で組まれているのか、国の方向というのはどういうふうな方向なのか。余ったものは、考え方なんですけど町で積み立てていいのか、償還しなきゃいけないものなのか考えるんですけども、その点、残った、残ったというとおかしいな、拒否された分はどうしたらいいのか。事務費もそうなんですけど、やがて不用額として残るはずなのでその点ではどういった考え方を今後、されて

いるのかということです。

あと、DV被害者の方の、それは町外の方、町内に、いろいろ考えられるわけですね。そういった点で情報を共有しながらその世帯主が早めに申請しないように、世帯主に被害に遭っている方の分の10万円を渡すような状況になってしまう、口座に振り込まれるような状況になってしまうと、これは本末転倒だなと思うので、そういう点では情報を早めに入れて、そういう方が申請しても何らかの対応ができるような取り組みをされたほうが、後々大変になりますので、その点では情報を共有していただきたいと思いますが、2回目ですけれども答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） まず1点目の事業費、事務費の関係ですが、これ実際補助金でございますので実績に勘案しての交付ということでなっております。

2点目のDVにつきましては、現在、申請書を出す前でございますけれども、関係課と連絡を取り合っております。DVしかり、児童虐待しかり、高齢虐待、こちらの観点から申請書を出さない方とか、そういった方につきまして情報をいただいているところでございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） ちょっと細くなる質問かもしれませんが、老人世帯、一人世帯の方の交付の仕方は、原則的には口座の振り込み、申請主義で口座の振り込みということは説明を受けましたが、何か別な方法、なかなか銀行に行けないような方とか、郵便局に行けないとかという方も多いと思われましても、そういう方法を考えているのか1つお伺いします。

もう一つ、今、DV被害者の件、出ましていろいろ各課との調整を図るんだという説明を受けました。6名の職員、臨時的に採用し、それから職員2名だと8名体制なんですけれども、やはり内容を知っている職員が必要、結局総合的な制度を知っているような職員も必要ではないかなと私は思うわけでございますけれども、調整取るにもそういう理解力のある方が必要だと思うので、やはり今回この交付に当たってはある程度、体制、給付する体制を短期間ではありますけれども求める必要があると思いますが、その辺のお考えも町長か副町長あたりでもその辺はお伺いしておきます。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 質疑のほうにお答えさせていただきます。老人一人世帯で申請、給付が困難じゃないかと思われる方の対応なんです、一応今回代理申請も可能としております。ただ、世帯内の代理申請を原則としておりますけれども、関係性が認められる方であるとかの代理申請も認めておりますし、どうしても口座を持っておられない方につきましては、原則から外れるんですが現金給付のほうもやむなしと考えております。

2点目のDVというか、職員の配置につきましては、臨時職員、職員のOB、OGを採用いたしまして経験者ということで滞りなく事務が進められるよう協力いただくところでございます。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 老人の一人世帯、それで歩行困難とか、そういう申請がかなり厳しいという状況はある程度、把握できているものかなと思うわけですが、その辺は当然、ルーチンの通知は必要かもしれませ

んけれども、何かもう少し早い直接的に手渡しに伺っていくような市町村もあるようですけど、そういう方法等も考えられるかと思えますけれどもそういうことはお考えはないのか、もう一度お伺いしておきます。

それから、職員の配置についてはOBの方ということであれば、ある程度、制度的なことを知っているので安心です。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） まず、手渡しということでしたが、今回、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から手渡し、あるいは窓口申請については極力控えるということにさせていただきます。

ただ、やっぱり足がご不自由な方につきましても、郵送では届くかと思えますので、後は相談には乗らせていただきたいと思えます。

○議長（後藤洋一君） 職員の配置はいいんだね、制度。いいですか。3番。

○3番（竹中弘光君） 関連するんですけれども、この給付金は、世帯主にその住んでいる方をまとめてやるということなんでございますけれども、今、DV被害はという形での議論はされているようなんですけれども、今、言葉の中にもありましたけれども、同じ中でも別にDVまでいかないですけれどもちょっと仲が悪いとかという家庭も結構あるんだよね。実際問題、心配して、その世帯主に全部振り込まれてしまうと、やっぱりそこからもらえないということを心配する人も実際にいるわけですよ。その場合、そこに住んでいるのは間違いないんですけれどもそのもらえる方法はどうかというのが1点。

それから、基本的にいろいろテレビ等で10万円の交付ということでもろもろするということは大分前にわかっていると思うんですけれども、この日程のいろいろな部分であるとは思いますが、もう少し早くできないのかということをお2点目。

3点目としまして、事業者には協力金を配るわけなんですけれども、全面的に協力を行った事業者を対象とするということなんですけれども、それを判断するのは誰が判断するのか教えていただきたいと思えます。その3点。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） お答えいたします。

まず、個別対応についてなんですが、前、12年前の定額給付のときもその点は問題になりました。ただ、個別対応につきましては、どこで線を引けばいいのかという点もありますので、全て個々の対応はできません。国と県の方針でも個別対応はしないという方針となっております。その点についてはご理解いただきたいと思えます。

2点目の日程についてですけれども、当町ではシステムを最大限活用しての日程とさせていただきます。最早でシステムの構築がこの連休中で構築をするというシステムセンターからの連絡を受けております。ですので、このお示しさせていただいた日程となっております。

なお、早いところ、例えば5月1日、2日、今日、明日あたりで発送される場所はあるかと思うんですが、そこについては独自のシステムのほうを活用しております。当町でもやればいんじゃないかというご意見もあるかと思えますけれども、そういった場合、どうしてもセキュリティーの問題等が出てきますし、あと振り込みの段階でシステムと合わせなければならないということもあり、早く活動をしたところについても振込時

期については同じタイミングになっているところも多いようでございます。結果として、うちのほうではこれが最短であると考えております。

協力金の判断なんですけれども、添付資料といたしまして営業許可証、営業が判断できるものにプラスしまして休業をしたことがわかるもの、例えばドアの前にこの日からこの日まで休みますよとか、そういった張り紙、あと収支日報ですか、そういったもので確認させていただきます。実際は自己申告という形にはなると思いません。以上です。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） そうしますと、もう1点なんですけれども、個別対応はしないということなんですけれども、そうしますと、やはり世帯は世帯でという形でそこに納得とか、そういう形でしかない、特別なことは無理なんですか、再度ですけれども。

あとそれから、日程につきましてはわかりました。説明する場合、どうしてもシステム上の部分があるんで急いでもこの日程になるという形なわけですね。はい、わかりました。

3番目に、この部分というのは、今、課長が言いましたけれども、その部分はみんなに徹底しているんでしょうか、その点、もう一回、写真とか休業にするとかなんとかというのは、もちろん、テレビとか何かではやっていますけれども、その部分は町として徹底しているのかどうか、もう一回確認させてください。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） お答えいたします。個別対応につきましては、大変申しわけございません。結局どこで線を引けばいいのか、この人はよかったけれどもこの人は駄目だと。どこが違うんだということもありますので、一切合切個別対応はしないということで、国県の通達どおりやらさせていただきますと思っています。

協力金につきましては、周知については、まず本日、広報特別号のほうで1つ流させていただいておりますし、既に電話の問い合わせ等が来ております。その方につきましては、こういったものを準備していただきということでお知らせはしております。今後、商工会を通じてであったり、5月15日号で詳細のほうを流させていただいたりということで周知のほうは徹底してまいりたいと思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） わかりました。最後に協力金のほうですけれども、その部分ですね、やはりそういう形の中で不公平にならない形の取り組みのほうをお願いして最後の質問とします。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） すみません。ちょっと抜けておりましたけど、申請書等の添付書類等の決定が4月28日、県での担当者会議のほうで決定させていただいて4月28日ということでそんなに時間がなかったんですが、こちらのほう、できる限り、該当者のほうに、該当者というか、該当と思われる方には通知のほうを出していきたいと思っています。以上です。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） ずっと説明聞いて、結局は国県で決まったことをただ町がトンネルとしてやるだけであって、町独自としてこれに上乘せするということは考えられないのかというのはいかがなんでしょうか。例えば協力

金についても、固定資産税のこととか、大家さんがいれば大家さんへの固定資産税の減免であるとか、それから国保税なんですけど、税收で当初予算で3億4,435万5,000円、国保加入者4,890人、個別にというのはなかなか難しいですから全体で10%減免ということにすると3,400万円、今、国保会計に基金が5億幾ら持っているんですよ。涌谷で持ち過ぎですよ、5億円は。大体2億円ぐらいでいいんでないのかなと思うことと、それからこれは3月議会にも申し上げた水道料金、水道料金1,100万円の黒字で予算計上しています。これ加入者全部に還元しても800万円に満たないはず、800万円弱なんですよ。それでも300万円の利益は出るわけですから、これは基本料金1カ月100円ずつ下げても1年間にたった1,200円なんですけど、だからこういうときだからこそ、目に見えた庶民の方が肌で感じる施策というものをぜひ考えてほしいと思うんですけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 今、固定資産税の減免とか、あるいは国保税の減免とか、水道料の減免とか、あるいは家賃補助とありましたけれども、ご案内のように、町では一般的に金がないと言いますけれども、ただ、そういった中で総合力というものが発揮されるべきであると私自身も思っております。というのは、一般会計で足らなければ、その比較的財政運営が順調にしているところに対して町としての特徴として何らかの減免とか、そういったものを必要なのかなということで今、各課でどのようなことができるかということを示して、どのような形で対応できるか、コロナに関する町民に対する手当ではできるのかということを示して、各課で探らせておりますが、そういった中であっても、やはり財政運営は慎重であるべきでありまして、その中で家賃補助とか、固定資産税の減免とか、できるだけ国が支出しようとしているものは、それは最優先でその財源として利用させていただきながら、なおかつ町独自でしなければならないのは何かということ、そういったような慎重な財政の中でもやれるべきは何かということを考えておりますので、どういったようなことができるかというのは今は申し上げませんが、やはり考えて各課に、先ほど申し上げましたように、何をしなければならぬか、その中で何ができるかという形の中で絞り込みをかけながら、できるだけみんなでこの危機を乗り越えられればなど、私はそのように思っております。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 同じことになりますけど、国保に関しましては基金で十分対応できるわけですから、3,400万円程度だと、5億幾ら持っているんですからね。それから、水道にしても2億3,000万円ぐらいか、たしか水道もそれぐらいの金を持っているわけですから、1,100万円の利益を出さなくても十分経営はできていくわけですから、ぜひこの2つについては検討していただいて実施していただきたいと思いますので、その辺についてもう一度お願いします。

○議長（後藤洋一君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 国保に関しても、この前、9番議員のほうからご提案がございましたけれども、それが今すぐやって来年できるかどうか、いろいろそういうこともご提案は検討しておりますけれども、そういった中で今度はコロナという形の観点の中で考えてみた場合、どのような点ができるかというのを、先ほど申し上げましたように、できること、できないこと、そして、しなければならないことを各課から上がってくるのを待っているところでございますが、そういった中で取捨選択して絞り込みは当然かけますけれども、私としては、

町がここまでやっているからもう少し私たちも自粛しながら頑張ってみようという気持ちになっていただければなということを頭には思いがけながら、今、様々な考えを巡らせているところでございます。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。5番。

○5番（佐々木みさ子君） 5番佐々木です。感染拡大協力金の概要についてお聞きしたいと思います、経費についてお聞きしたいと思います、経費といいますか、これ申請の自己申告、もしくは郵送で、先ほどの質問とちよっと関連しているんですけども、申請書を郵送していただいた事業者、該当者宛てに申告書が来ない人は結局自己申告するというふうな捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 申請書につきましては、大広に送らせていただく、該当しない方にも送らせていただく予定なんです、うちのほうでも把握し切れない分もございまして、その方につきましてはぜひ申出していただきまして申請していただければと思います。以上です。

○議長（後藤洋一君） 5番。

○5番（佐々木みさ子君） そして、これ期日はいつまでなのでしょう、その申込み期日とその期限といいますか、その辺というのはどうなのでしょう。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 申込み期限、申請期限につきましては、まだ県から示されておりません。なので、今後、申請期限については盛り込んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 5番。

○5番（佐々木みさ子君） じゃ、その辺というのは、今後、県から詳しく来てから町のほうで周知させていくわけですか、事業者に対して。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） まず、15日号の広報のほうでは詳細について周知させていただくとともに、13日に発送させていただく申請書のほうにも詳しく載せさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。12番。

○12番（大友啓一君） 協力金、補助金絡みで今、スクールバスとかそういうのを運営している会社が、聞くところによると、とても解雇できない状態で6割、7割の賃金を払いながら確保している。国のほうからは持続化交付金、給付金とかってそういうのがありますけれども、200万円になるのか、100万円になるのか、そういった意味で涌谷町が契約しているバス会社さんのような事業所に対しては、学校始まるまではめどがつかない、そういった事案もあるような事業所もあるんですけども、涌谷町ではその対策というか、対応はどのように考えていますか。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） お答えいたします。今、お話しいただきました業者につきましては、今回協力金については対象外となっているところで、そうですね、一番支援の求められるところかと思っております。今後、臨時交付金等がございまして。その中で幾ら来て何に使えるのかということ

を見定めながら今後、支援内容を検討してまいりたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） 12番。

○12番（大友啓一君） 持続化給付金とか、雇用調整助成金、こういうものがあるといっても、やっぱり満額出るか出ないかわからない状況で、町にとっても、こういうバス関連の一番心配しているのは、一度解雇してまた手伝ってくれと言われた場合、何人、果たして雇用できるかという心配でなかなか雇用に踏み切れないんだという声を聞いております。そういった中で、町のほうも、もし今度、学校が再開した場合、そういうスクールバスが動けない状態を想定したならば、かなり町のほうでも損失が見込まれるのかなと思いつつ、その前に町独自の考え方でそれなりの見合ったような、7割とまではいかななくても5割、6割ぐらいのそういった手だてを考えたらいかがなものでしょうか。再度お願いします。

○議長（後藤洋一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長兼商工観光班長事務取扱（大崎俊一君） 回答させていただきます。今回新型コロナウイルス感染症ということで事業者への支援ということで様々なメニューが出てきております。先ほどおっしゃいましたように、雇用調整助成金であるとか、持続化給付金であるとか、あるいは融資につきましては、保証料、利子全額補給というメニューも出てきております。今後、大分そのほかにも出てくると考えております。その中で町として何をしていかなければならないかということになるかと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、臨時交付金、総枠がわからないことには町としてもなかなか対応できないところもございます。臨時交付金が幾ら来て何に使えるか、その辺を見定めながら支援策については考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第35号 令和2年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎休会の宣告

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、涌谷町議会定例会5月会議に付された事件は全て議了いたしました。お諮りいたします。

本会議は、この後、明日5月2日から12月28日までの241日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、明日5月2日から12月28日までの241日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時55分

